

### 新型コロナウイルス感染症に関するお取り扱いについて（保険料払込猶予期間の追加延長）

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対し、以下のお取り扱いを実施いたします。

#### ○保険料払込猶予期間の追加延長

保険料払込中のご契約についてお払込みが困難な場合、お申出により保険料払込猶予期間を最長6ヵ月まで延長しておりますが、この猶予期間を最長13ヵ月まで延長いたします。

緊急事態宣言 発令時期	対象地域	申出受付期間		(追加延長前)	(追加延長後)
		開始日	終了日	延長期間 満了日	延長期間 満了日
2021年 1月	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	1/7	7/31	2021年 7月末日	2022年 2月末日
	栃木県 岐阜県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 福岡県	1/13			
2021年 4月	東京都* 京都府* 大阪府* 兵庫県*	4/23	10/31	2021年 10月末日	2022年 5月末日
2021年 5月	愛知県* 福岡県*	5/7	11/30	2021年 11月末日	2022年 6月末日
	北海道 岡山県 広島県	5/14			
	沖縄県	5/21			

※2021年1月に発令された緊急事態宣言と「申出受付期間」が重複している地域については「\*」を表示しております。これらの地域はお申出をいただいた時期等により延長期間満了日が異なります。

※既に保険料払込猶予期間延長のお取り扱いを適用しているご契約につきましては、追加の手続きは必要なく、追加延長後の延長期間満了日が自動的に適用されます。

※申出受付期間に変更はありません。

上記につきまして、ご不明な点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 フコク生命お客さまセンター 電話：0120-259-817  
【受付時間】 平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）